

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

B 企業立地区域

①建築物

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。</li> <li>・海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。</li> <li>・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。</li> <li>・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。</li> <li>・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。</li> <li>・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。</li> <li>・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。</li> <li>・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。</li> <li>・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。</li> <li>・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。</li> <li>・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。</li> <li>・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。</li> <li>・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。</li> <li>・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。</li> <li>・風力発電設備は、屋上には設置しない。</li> </ul>

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用 緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。</li> <li>・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。</li> <li>・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。</li> <li>・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。</li> <li>・敷地内の公共空間側での緑化空間の創出に配慮する。</li> </ul>
駐車スペース ・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。</li> <li>・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。</li> <li>・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> </ul>
外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。</li> <li>・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。</li> <li>・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。</li> </ul>
広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。</li> <li>・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。</li> <li>・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。</li> <li>・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大ききとする。</li> </ul>

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

②工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。</li> <li>・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。</li> <li>・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。</li> <li>・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。</li> <li>・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。</li> <li>・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。</li> </ul>
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。</li> <li>・大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</li> <li>・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。</li> <li>・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。</li> </ul>
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。</li> <li>・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。</li> </ul>

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。</li> <li>・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く)</li> </ul>
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。</li> <li>・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。</li> </ul>
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。</li> <li>・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。</li> <li>・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> </ul>